

(事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係「17. 電子決済手段等取引業者関係」(新旧対照表))

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>I 総則</p> <p>I-1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I-1-2 電子決済手段等取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 電子決済手段等取引業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第10項に規定する電子決済手段等取引業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する電子決済手段等取引業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法第2条第10項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」(以下「電子決済手段の売買等の媒介」という。)に該当するか否かは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を内容とする契約(以下「電子決済手段の売買等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに電子決済手段の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、電子決済手段の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できることから、電子決済手段の売買等の媒介に該当</p> | <p>I 総則</p> <p>I-1 電子決済手段の範囲等</p> <p>I-1-2 電子決済手段等取引業の該当性及び取り扱う電子決済手段の適切性の判断基準</p> <p>I-1-2-2 電子決済手段等取引業の該当性の判断基準</p> <p>当局は、法第2条第10項に規定する電子決済手段等取引業の該当性について照会等があった場合には、以下の点に留意しつつ、同項各号に規定する電子決済手段等取引業の定義に照らして判断するものとする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法第2条第10項第2号に規定する「前号に掲げる行為の媒介」(以下「電子決済手段の売買等の媒介」という。)に該当するか否かは、電子決済手段の売買又は他の電子決済手段との交換を内容とする契約(以下「電子決済手段の売買等を内容とする契約」という。)の成立に向けた一連の行為における当該行為の位置づけを踏まえた上で総合的に判断する必要があり、一連の行為の一部のみを取り出して、直ちに電子決済手段の売買等の媒介に該当しないと判断することは適切でないことに留意する。例えば、電子決済手段の売買等を内容とする契約に係る以下の各行為を第三者のために行う場合は、原則として、特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っていると評価できることから、電子決済手段の売買等の媒介に該当</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p>する。</p> <p>イ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘</p> <p>ロ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とした商品説明</p> <p>ハ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉</p> <p>(注1) 媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。</p> <p><u>なお、事業者（オンラインゲーム等のサービスを提供する事業者を含む。）が、自らのサービスの顧客を電子決済手段等取引業者に送客する場合（送客元のサービスに係る画面上で電子決済手段の取引の機会を提供する場合を含む。）において、提供される電子決済手段の取引の相手方が電子決済手段等取引業者であること及び当該取引等に係る説明等が当該電子決済手段等取引業者により提供されるものであることがあらかじめ明示されている場合には、当該事業者において、独自に、取引に係る情報の追加、説明内容の加工、電子決済手段の取引の勧誘・推奨・</u></p> | <p>する。</p> <p>イ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘</p> <p>ロ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結の勧誘を目的とした商品説明</p> <p>ハ. 電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた条件交渉</p> <p>(注1) 媒介に当たるか否かは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があるが、例えば、インターネット上の表示等を用いる場合でも、当該表示等を用いた上で特定の者に対して第三者との電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている」と評価できる場合には、当該インターネット上の表示等を含めた一連の行為が媒介に当たり得ることに留意するものとする。</p> |

| 改正後 | 現行 |
|--|---|
| <p><u>説明又は取引の成立に向けた条件交渉を行わないなど、電子決済手段の売買等を内容とする契約の締結に向けた誘引行為を行っている</u>と評価されない限りにおいて、<u>電子決済手段の売買等の媒介に至らない行為</u>といえる。</p> <p>Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－11 特定電子決済手段等取引契約に係る留意事項</p> <p>特定電子決済手段等取引契約については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－<u>2－1</u>適合性原則」、「Ⅲ－２－３－<u>2－3</u>広告等の規制」、「Ⅲ－２－<u>3－2－4</u>顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。</p> <p>例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付情報を提供</u>して説明することとしているか。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託</p> | <p>Ⅱ 電子決済手段等取引業者の監督上の着眼点</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性等</p> <p>Ⅱ－２－２ 利用者保護のための情報提供・相談機能等</p> <p>Ⅱ－２－２－11 特定電子決済手段等取引契約に係る留意事項</p> <p>特定電子決済手段等取引契約については、金融商品取引法の行為規制が準用されていることにかんがみ、監督上の着眼点については、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の「Ⅲ－２－３－<u>1</u>適合性原則・<u>誠実公正義務</u>」、「Ⅲ－２－３－<u>3</u>広告等の規制」、「Ⅲ－２－<u>3－4</u>顧客に対する説明態勢」、「Ⅳ－３－１－２（３）高齢顧客への勧誘に係る留意事項」等を参照するものとする。特に、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがあること等の詳細な説明を行う態勢が整備されているかに留意するものとする。</p> <p>例えば、以下の事項について、<u>契約締結前交付書面を交付</u>して説明することとしているか。</p> <p>イ・ロ. (略)</p> <p>Ⅱ－２－３ 事務運営</p> <p>Ⅱ－２－３－３ 外部委託</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> <p>Ⅱ－２－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>Ⅱ－２－３－３－３ <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止措置</u> <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令違反の防止態勢については、以下の点に特に留意して検証することとする。</u></p> <p>① <u>電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の徹底について、研修の目的及び対象者等を考慮した事例研修及び外部研修等を実施し、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者の法令遵守意識の向上に努めているか。</u></p> <p>② <u>管理担当部門においては、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に対する各種研修の内容及び実施状況を把握・検証し、内容等を見直しする等、その実効性を高めるよう努めているか。</u></p> <p>Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理事等</p> <p>電子決済手段等取引業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録申請書、届出書の受理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法 62 条の 4 第 1 項第 8 号に規定する「取り扱う電子決済手段」が外国電子決済手段に該当する場合には、次の事項に</p> | <p>Ⅱ－２－３－３－１ 意義</p> <p>Ⅱ－２－３－３－２ 主な着眼点</p> <p>(新設)</p> <p>Ⅲ 電子決済手段等取引業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ－２ 諸手続</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録の申請、届出書の受理事等</p> <p>電子決済手段等取引業の登録の申請並びに変更及び登録簿の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 登録申請書、届出書の受理</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 法 62 条の 4 第 1 項第 8 号に規定する「取り扱う電子決済手段」が外国電子決済手段に該当する場合には、次の事項に</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。</p> <p>イ. 外国電子決済手段の発行者が、自ら又は第三者をして、国内の一般利用者に対し電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘行為と評価される行為を行わないこととなっているかについて説明していること。</p> <p>ロ. 外国電子決済手段について、その取扱いが適法であること及びその発行が外国の法令上、適法であることを説明していること。</p> <p>(注) 当該説明に当たっては、法律専門家の法律意見書及び関連する条文等の必要な資料を提出させるとともに、<u>当局においては、海外監督当局等から当該外国電子決済手段及び当該外国電子決済手段の発行者の監督等に関する情報・知見・経験等について共有を受けるなど当該海外監督当局等との間で必要な連携を行うこととする。</u></p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 変更届出の処理等</p> <p>①~③ (略)</p> <p>④ <u>財務局長は、電子決済手段等取引業者から法第 62 条の 7 第 4 項の規定に基づく届出書の提出があつた場合で、電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者に委託を行わなくなった理由が当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者が電子決済手段・暗号資産サービス仲介業を廃止するためであるときは、当該電子決済手段・暗号資産サービス仲介業者につき、法第 63 条の 22 の 20 第 1 項の規定による登録取消の事由</u></p> | <p>留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。</p> <p>イ. 外国電子決済手段の発行者が、自ら又は第三者をして、国内の一般利用者に対し電子決済手段の発行及び償還並びにその勧誘行為と評価される行為を行わないこととなっているかについて説明していること。</p> <p>ロ. 外国電子決済手段について、その取扱いが適法であること及びその発行が外国の法令上、適法であることを説明していること。</p> <p>(注) 当該説明に当たっては、法律専門家の法律意見書及び関連する条文等の必要な資料を提出させることとする。</p> <p>(2)~(4) (略)</p> <p>(5) 変更届出の処理等</p> <p>①~③ (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後 | 現行 |
|---|----|
| <u>が存しないことを当該電子決済手段等取引業者が確認しているかを届出書の提出時に確認することとする。</u> | |